

# 第七十一回 参議院通信委員会 會議録 第二号

昭和四十八年二月二十二日(木曜日)

午後一時十七分開会

委員の異動

十二月二十七日

補欠選任

新谷寅三郎君

一月二十七日

補欠選任

一月三十一日

辞任

松平 勇雄君

杉山善太郎君

郡 祐一君

横川 正市君

稲嶺 一郎君

西ヶ久保重光君

委員長の異動

一月三十一日杉山善太郎君委員長辞任につき、その補欠として西ヶ久保重光君を議院において委員長に選任した。

出席者は左のとおり。

委員長

理事

西ヶ久保重光君

今泉 正二君

古池 信三君

塚田十一郎君

森 勝治君

植竹 春彦君

西村 尚治君

鈴木 強君

松本 賢一君

木島 則夫君

青島 幸男君

委員以外の議員

杉山善太郎君

國務大臣

郵政大臣 久野 忠治君

政府委員

郵政政務次官 鬼丸 勝之君

事務局側

常任委員会専門員 竹森 秋夫君

説明員

日本電信電話公社総裁 米澤 滋君

本日の會議に付した案件

○理事の辞任及び補欠選任の件

○郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査

(派遣委員の報告)

○委員長(西ヶ久保重光君) ただいまから通信委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨年十二月二十七日、新谷寅三郎君が委員を辞任され、その補欠として郡祐一君が選任されました。

また、野上元君の逝去に伴い、委員一名が欠員となっておりますが、去る一月二十七日、その補欠として横川正市君が選任されました。

さらに、去る一月三十一日、松平勇雄君及び杉山善太郎君が委員を辞任され、その補欠として稲嶺一郎君及び私、西ヶ久保重光君が選任されました。

○委員長(西ヶ久保重光君) 今回、ほんとうにはからずとも通信委員長の重責をにないまして、たいへん、何と申しますか、戸惑っております。

私、通信委員会関係のことはほんとうに全くの初めてでございます。全く何もわかりません。

ただ、非常に力強いのは、委員各位が、それぞれたいへんたんのうの人がおられ、エキスパートぞろいでございます。この点は非常に安心いたしております。至りませんが、一生懸命つとめまして、この職責を全うしたいと思います。どうかひとつあたたかい御指導と御協力を心からお願ひ申し上げます。(拍手)

○委員長(西ヶ久保重光君) 杉山前委員長から発言を求められておりますので、これを許すことにいたします。杉山善太郎君。

○委員以外の議員(杉山善太郎君) 前委員長の杉山であります。

過去一カ年の間、各理事さんはもちろんのこと、委員の皆さんにたいへん勉強させていただきました。大過なくその任を過ごさせていただきました。ことに對して、厚くお礼を申し上げます。

ただ、私もやはり思い出すことは、皆さんとともに、郵政事業百年記念祭という方向づけの中で、庶民金融の原点である郵便貯金等々の問題が、しかも二万という全国、日本列島の郵便局の中に貸し出しの窓口ができたということは、非常にこれは私の生涯を通しての一つの意義深いことだと思っております。

ただ、新しい委員長や大臣にもお願いをしておきたい願望でありますけれども、円は外には強く、内には——庶民大衆が安心してわれわれは郵便貯金があるからだいじょうぶだ、保険に入っているからだいじょうぶだということではないので、可能性を追求して、郵便貯金だけは上げるような方向に、郵便貯金をしていけば安心だという方向へ、これは政治の次元においてのみ可能性があり得ることを私は予測して、願望したいと思います。

たいへんいろいろ長い間お世話になりましたが、皆さんの健康と、本委員会のやはり円満な、円熟した発展を祈念いたします。たいへんありがとうございます。よろしくひとつお願いいたします。(拍手)

○委員長(西ヶ久保重光君) 理事の辞任についておはかりいたします。

本日、植竹春彦君から、文書をもって、都合により理事を辞任したい旨の申し出がございました。これを許可することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(西ヶ久保重光君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

この際、理事の補欠選任を行ないたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(西ヶ久保重光君) 御異議ないと認め、それでは、理事に塚田十一郎君を指名いたします。(拍手)

○委員長(西ヶ久保重光君) この際、郵政大臣及び郵政政務次官から発言を求められておりますので、これを許します。久野郵政大臣。

○國務大臣(久野忠治君) ただいま発言のお許しをいただきました久野忠治でございます。

昨年の暮れ、第二次中内閣の発足に伴いまして、郵政大臣を拝命いたしました次第でございますが、たいへん未熟者でございます。特に郵政行政につきましては、長年、私、政治家をつとめておりましたが、初めての経験でございます。しかも、本日、皆さんとお会いをいたしまして感じ

ましたことは、政治家としては大先輩の方ばかりでございますし、しかも、この郵政行政につきましては練達の方ばかりでございます。たいへん皆さんに今後とも御指導をいただく面が多かるうかと思ひますが、どうかよろしく願ひいたしたいと存する次第でございます。

御存じのとおり、郵政行政につきましては、多事多難と申しますか、問題点も多々あるようございまして、皆さんの今後のあたたい御支援と御協力、御鞭撻を心からお願ひ申し上げまして、私の就任のごあいさつにさしていただく次第でございます。どうぞよろしく願ひを申し上げます。(拍手)

○委員長(苗ヶ久保重光君) 鬼丸郵政政務次官、○政府委員(鬼丸勝之君) ごあいさつを申し上げます。機会がたいへんおくれまして、恐縮に存じます。

私も、昨年の暮れに、ほんとうにはからずも郵政政務次官を拝命いたしました。生来、魯鈍非才の者でございますが、委員各位の格別の御指導、御鞭撻を賜りまして、一生懸命郵政行政の進展のために働きたい決意でございます。どうぞ今後とも一そうの御指導、御後援を賜りますよう、心からお願ひをいたしまして、ごあいさつをいたします。ありがとうございます。(拍手)

○委員長(苗ヶ久保重光君) 郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査を議題とし、派遣委員の報告を聴取いたします。今泉君。○今泉正二君 御報告を申し上げます。

私は、杉山前通信委員長、松岡委員、鈴木委員とともに、去る一月十六日から四日間、東海・近畿両地方における通信関係業務の運営状況を視察してまいりましたが、その詳細につきましては、委員長のお許しを得まして、會議録にとどめたいと存じますので、御了承を願ひます。

以上、簡単ではありますが、御報告申し上げます。○委員長(苗ヶ久保重光君) ただいま御報告がございましたが、別途、詳細にわたる報告書が提出

されておりますので、これを本日の會議録の末尾に掲載することに御異議ございませんか。

○委員長(苗ヶ久保重光君) 御異議ないと認め、さよう取り計らいます。

本日は、これにて散会いたします。

午後一時二十五分散会

〔参照〕 視察報告書

杉山善太郎委員長 今泉 正二委員 松岡 克由委員 鈴木 強委員 去る一月十六日から四日間、東海・近畿両地方における通信関係業務の運営状況を視察してまいりましたので、その概要をご報告いたします。

まず、郵便事業についてみますと、昭和四十六年度の全国引受総物数は景気の停滞に加えて料金引上げ(もつとも物数の大宗を占める)、二種は四十七年二月一日などの悪条件がかさなつたにもかかわらず一〇億通の大台を突破しておりますが、当管内の引受物数は全国のほぼ一〇%、伸び率は全国水準(四・一%)をやや下回つておりました。

四十七年度の動向は、落ちこんだ一、二種も七月頃から漸次復調しており、事業収入の面では料金引上げの効果が期待できそうです。また、業務の運行状況は、一昨年の「郵便日数表」の公表を契機に順調な立ち直りをみせておりました。なお、郵便番号制は完全に定着(記載率九八%)し、業務の効率化に寄与しておりますが、住居表示制度につきましては、その実施率は三二%前後に過ぎず、今後強力な推進をはかるべきであると痛感しました。

郵便貯金事業につきましては、四十六年度の奨励実績は増加目標額一、三四五億円に対し、二、

〇三億円で達成率一五一%という好成績をおさめておりました。

四十七年度は、十一月末現在定額新規四、二六二億円、前年同期の一五〇・五%、総合増では達成率一一四%となつており、利子引下げの影響は少ないように見受けられました。

なお、昨年大きな反響をよんだ「預金者貸付」は、一月十日現在(一月四日から業務開始取扱件数六七七件、貸付額三、三〇〇万円、一件当たり五万円という好調なスタートぶり)をみせておりました。

簡易保険事業につきましては、当管内では貯金事業とは逆に不振をつづけておりましたが、四十七年度は募集目標額一七億五、〇〇〇万円に対し、二億三、〇〇〇万円、達成率一二・四%(全国一一・九%)と好成績をおさめておりました。

しかし、四十八年度年度の動向は募集・維持ともに低位にとどまつており、今後に期待がかけられておりました。

次に郵政監察業務について申し上げます。最近の郵政犯罪は、多様化しているとともに自動車を利用して短時間にあるいは遠隔地で犯行を重ねるなど巧妙化してまいり、当局の努力にもかかわらず依然横ばいをつづけております。

四十七年度の当管内の郵政犯罪は、十二月末現在在発覚件数二二六件、犯罪金額二、四六三万円、検挙件数は一六〇件で、前年同期に比べて件数は一三件の減少、金額では一、〇〇〇万円余の増加、検挙率は一三、六%の向上となつております。なお、金額の増加は逆選択による保険詐欺の多発によるものであり、また全件数の六一%を不法領得による貯金詐欺などの貯金為替関係が占めているのが注目されます。

次に電気通信事業について申し上げます。当管内の電話事情は、数次にわたる整備拡充計画の推進によつてめざましい変化をとり、四十六年度中に加入電話は二〇〇万の大台を突破しております。

四十七年度末には一般加入電話が二三六万九、〇〇〇加入(ほかにビル電話六、〇〇〇、地域集団電話八万三、〇〇〇)に達する見込みでありまして、普及率も一〇〇人当り一九・九加入(全国二〇・九)、自動化率は九八・一%(全国九七・八)と向上することになつております。

また、広域時分制への切替え工事も順調に進ちよくしており、三重県下の各局はずでに昨年十一月十二日トラブルもなく円滑に移行しておりました。

データ通信関係につきましては、販売在庫管理、科学技術計算、電話計算の各サービスがつぎと開始されており、さらに銀行の預金・為替システムもサービスインし、企業の近代化、省力化に寄与しております。

次に電波、放送関係について申し上げます。当管内の無線局数は、四十七年十月末現在十万六、〇〇〇余局(全国比一一・六%)に達し、とくに最近五年間で倍増するという増勢をつづけておりました。

これに伴つて各種許可事務も増高し、再度にわたり規制の緩和、事務の簡素合理化を推進しておりますが、それでも追いつかず電波当局では要員対策に苦慮しているようでした。

また、CATV施設は一、二二八施設、うち有線テレビジョン放送法の施行により許可の対象となるものは三六施設とありますが、技術面では格別の問題はない模様であります。放送事業につきましては、当管内は地勢的にもまた経済的にも恵まれてNHK、民放各社とも順調に運営されております。とくにカラーテレビは全国一の高普及となつており、目下残された難視聴地域の解消に努力中でした。

なお、郵政局、民放関係者から(一)、局舎改善関係予算の増額措置(二)、簡保の最高制限額的大幅引上げと新種保険創設の早期実現(三)、所得税の生命保険料控除限度額的大幅引上げ(四)、民放テレビへの多量実験放送の許可(五)、中波放送局の一〇〇kWへの増力等についての要望がありました。

次に近畿地方の概要について申し上げます。

まず、郵便事業につきましては、当管内の引受物数は全国の約二〇%を占めておりますが、四十六年度は小包の減が大きかったものの、総物数では約四〇%、事業収入は二〇・八%の増加となっております。

四十七年度は一、二種が料金引上げ直後でもあり伸び悩みの傾向にありましたが、九月頃から増勢に転じ十月末現在通常・小包の物数は前年同期のそれぞれ九九・二%、九七・一%となっており、年度末までには通常郵便物はある程度の伸びが期待できそうです。

また、業務の運行面は逐次安定してまいり、今回の年賀郵便も選挙関係郵便の取扱と競合したにもかかわらず、きわめて順調に処理されております。

現在、当管内には郵便番号自動読取区分機一〇台、自動選別取揃押印機一四台が主要局に配備され、大阪小包集中局も業務を開始するなど郵便事業の近代化もかなり推進されてまいりました。しかし、中都市以下の局舎施設の整備はまだ不十分であり、とくに都市部の借入れ特定局関係の推進が遅れているようでした。

郵便貯金事業につきましては、四十六年度の奨励状況は定額新規の目標額四、〇二七億円に対し、五、六四八億円で、達成率一四〇%と好調でした。

四十七年度の動向は、八月の利子引下げなどを反映して定額貯金はやや不振のようですが、引下げ幅の少なかった通常貯金が順調に伸びておりますので、総合純増では相当な増勢が期待できそうです。

なお、昨年一月取扱を開始した住宅積立郵便貯金の利用状況は、十二月末現在一、八八七件(全国約二、〇〇〇件)という予想外の低調ぶりでした。

これは本制度がその利用対象を土地又は借地権取得者の新築に限定し、しかも住宅金融公庫の融資額が少ないなどが要因と思われるので、土地、

公的資金が投入されていないマンションの購入を含める等時勢に沿った前進措置を当局において検討したいものであります。

簡易保険事業につきましては、当管内では地域住民性、民間保険との競合など募集環境もきびしく例年低迷を続けておりましたが、四十八年度奨励年度の動向も十二月二十日現在募集額一億二、七〇〇万円、達成率三四・七%(全国三九・五%)で、低位脱出までにはつておりません。しかし、契約維持の面では漸次成果をあげつつあります。

次に郵政監察業務について申し上げます。四十六年度の当管内の郵政犯罪は、発覚件数七八七件、犯罪金額一億一、〇〇三万円余、検挙件数は四一九件となっております。

四十七年度は十二月末現在発覚件数五六五件、犯罪金額五、九七〇万円余、検挙件数二八〇件で、前年同期に比べて件数は六〇%、金額では四七二万円余のそれぞれ減少となっております。

幸い悪質犯罪は発生していませんが、貯金為替、郵便関係のいわゆる迷宮入りの件数が少なくありません。

事業の信用保持のためにも防犯施策・捜査体制についていつそうの工夫を願いたいものであります。

なお、業務考査は、その重点を意欲にみちた職場の形成、郵便送達速度の安定向上、事故犯罪防止施策の徹底などにおいて推進されております。

次に電気通信事業について申し上げます。当管内は経済的にも文化的にもわが国の中核的地位を占める京阪神地域をようしている関係もあり、四十六年度末の加入電話数は三八九万二、〇〇〇加入(全国二、〇〇%)、一〇〇人当りの普及率二二・二加入(全国一八・二)、自動化率九八% (全国九七・一)、住宅電話の比率は五六・三%(全国五〇%)で、全国水準を相当上回る拡充改善がなされております。

しかも四十七年度五十四万余の架設が計画されており、四十四年度末五十五万をかかえていた積帯電

話も年度末には三〇万に減少する見通しでありまして、需給面でもいちじるしい向上をみせておりました。

当地方も七月頃までに逐次広域時分制が実施されますが、その準備に万全が期せられており、またポケットベル、データ通信などの新規サービスも順調な伸展を続けておりました。

なお、事業収支面も四十六年度の収支率は七・五%で、景気沈滞下にあるながら好成績をおさめており、四十七年度も各種の増収施策の推進などにより目標額は確保できそうです。

次に電波・放送関係について申し上げます。電波需要はいずれも旺盛でありまして当管内の無線局数は十一月末現在二二万八、〇〇〇局(全国比一四%)を数え、数年来年間一五、〇〇〇局前後の増加を続けております。

有線放送電話施設につきましては、施設数一七九、加入者二八万余、うち半数が公社接続施設となっており、最近では農協の合併などにより漸次大型化、自動化へ移行する傾向を示しております。

またCATV施設数は約二、〇〇〇施設で、うち自主放送を行なっているもの二(近く開始予定のもの二)、三〇〇加入以上の規模のもの四(前後となっており)です。

これら施設の大手はいわゆる辺地共聴でありまして、特異なものとしては京阪神ケーブルビジョンが大規模な施設(二、〇〇〇世帯)によつて神戸市六甲山背地の新興住宅街(低電界のため難視聴困難)の難視聴解消を推進しており、また神戸市開発局が同地区において三、〇〇〇世帯の難視聴解消とコミュニティ育成のためCATVの建設に乗り出していることでもあります。

これらは今後の都市開発のモデルケースとして注目を要するものと思われましたが、同時に宅地の開発などによる難視聴帯が増加していることから全国的なテレビ難視聴の実態調査が必要であると痛感しました。

放送事業につきましては、NHKはテレビ・F

M放送の県域化体制の整備によりローカル番組が強化されているとともに、サテライトや共聴施設の増置により難視聴も相当改善されておりました。

しかし、都市周辺山間部の宅地化が急速に推進されており、また都市難視聴も増加してまいり、その対策に苦勞している模様でした。

民放は、東京地区とほとんど同規模で行なわれているわけですが、経営も安定してまいり、上方文化の発祥地として各社とも数多くの全国中継番組を送り出すなど活発な活動を続けておりました。

なお、管内の民放、CATV関係者から(一)広域圏内県域テレビ局の番組ソース用としてキー局の増設(二)放送局に配置する無線従事者の資格の緩和(三)高層ビルの建築者又は宅地造成者に対する難視聴解消の義務づけ(四)CATV施設者に対する固定資産税、道路占用料の免除等についての要望がありました。

以上で報告を終わります。

十二月二十二日日本委員会に左の案件を付託された。

一、日本放送協会昭和四十五年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書(第六十八回国会提出)

二月二日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律の一部を改正する法律案

郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律の一部を改正する法律案  
郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律(昭和二十四年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。  
第七條第二項中「百分の六」を「百分の七」に、

「百分の五」を「百分の六」に改める。

附則

この法律は、昭和四十九年一月一日から施行し、改正後の第七條第二項の規定は、同日以後に第五條第二項の規定により売さばき人が郵政省から買ひ受けた郵便切手類及び印紙に係る売さばき手数料から適用する。

二月二日本委員会に左の案件を付託された。

一、有線音楽放送事業の許可制に関する請願 (第三号)

一、郵便物の運配・欠配解消に関する請願 (第二〇五号)

第三号 昭和四十七年十二月二十二日受理

有線音楽放送事業の許可制に関する請願

請願者 横浜市港南区上大岡町二八八株式 会社神奈川音楽放送取締役社長 木村正方

紹介議員 佐藤 一郎君

現行の有線音楽放送事業届出制を許可制にするよう有線電気通信法を改正されたい。

理由

一、有線音楽放送事業は、創設以来二十年を経過し、全国三百社の同業社の増加を見、テレビ、ラジオについて大衆から愛されている。

二、放送事業開始に際し、現行の届出制では外国人でも簡単に開設できるので、同業者間に混乱が生じ、監督庁、一般電力会社及び聴取者等に迷惑をかけている。

三、有線音楽放送は、大衆のいこいであるばかりでなく、社会生活上も重要な意義を有する。

第二〇五号 昭和四十八年一月二十三日受理

郵便物の運配・欠配解消に関する請願

請願者 鹿児島市山下町一四ノ五六鹿児島 県議会議長 佐田宗一

紹介議員 迫水 久常君

因は、郵便物の運配、欠配を解消するため、すみ

やかに、増員、増区等所要の措置を講ぜられたい。

理由

一、近年における経済の急速な成長、教育文化の進展、また情報化社会の質的な変化は、郵便物の著しい増加をきたし、今日郵便事業に対する国民の期待はますます強まってくる。

二、近時、特に都市地域を中心として郵便物の運配、欠配の現象ははなはだしく国民生活上の各般にわたり多大の支障を生じている。

二月九日本委員会に左の案件を付託された。

一、有線音楽放送事業の許可制に関する請願 (第二六六号) (第二六七号) (第二七二号)

第二六六号 昭和四十八年一月三十日受理

有線音楽放送事業の許可制に関する請願

請願者 岡山県津山市新職人町一ノ一有限会社 ツヤマボイスニュース社代表取締役 山下幹夫

紹介議員 小枝 一雄君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第二六七号 昭和四十八年一月三十日受理

有線音楽放送事業の許可制に関する請願

請願者 福島県会津若松市東栄町六ノ三六 株式会社社会津有線音楽放送内 岸 幸平

紹介議員 松平 勇雄君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第二七二号 昭和四十八年一月三十一日受理

有線音楽放送事業の許可制に関する請願

請願者 福井県武生市北府本町三ノ三七 杉本善博

紹介議員 熊谷太三郎君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

二月十三日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、簡易生命保険法の一部を改正する法律案

簡易生命保険法の一部を改正する法律案

簡易生命保険法(昭和二十四年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第五條第二項中「傷害特約」の下に「又は疾病傷害特約(以下「特約」という。)を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、第十五條の二の定期保険の保険契約には、疾病傷害特約を附することができない。

第五條の二に次の一項を加える。

2 疾病傷害特約においては、国が、前条第一項の契約に係る被保険者がかつた疾病及び不慮の事故等に因り受けた傷害について保険金を支払うことを約し、保険契約者が国に保険料を支払うことを約するものとする。

第六條第一項第四号中「傷害特約」を「特約」に改め、同項第十一号中「傷害特約に係る傷害」を「特約に係る疾病又は傷害」に改める。

第七條第一項中「終身保険」の下に「第十五條の二の定期保険を加える。

第七條の二第一項中「傷害特約」を「特約」に改める。

第七條の三を削る。

第八條第一項中「終身保険」の下に「第十五條の二の定期保険を加え、同条第二項中「傷害特約」を「特約」に改める。

第九條中「終身保険」の下に「第十五條の二の定期保険を加え、「傷害特約」を「特約」に改める。

第十條の二第一項ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

これに特約を附する場合も、同様とする。

第十一條の見出し中「終身保険」の下に「定期保険を加え、同条中「終身保険」の下に「第十五條の二の定期保険」を加え、「傷害特約」を「特約」に改める。

第十一條の二第一項中「傷害特約」を「特約」に改める。

第十一條の三の見出し及び同条第一項各号列記以外の部分中「傷害特約」を「特約」に改め、同項第一号中「第十六條の三」の下に「又は第十六條の四」を加え、「傷害特約」を「特約」に改める。

第十四條中「終身保険」の下に「定期保険」を加える。

第十五條の次に次の一条を加える。(定期保険)

第十五條の二 定期保険とは、保険期間の満了前に被保険者が死亡したことに因り保険金の支払をするものをいう。

第十六條の三中「保険期間中」を「その保険期間中」に改め、同条の次に次の一条を加える。(疾病傷害特約)

第十六條の四 疾病傷害特約においては、被保険者がその保険期間中に疾病にかつたとき、又は不慮の事故等に因り傷害を受けたときは、保険約款の定めるところにより、当該疾病又は傷害を直接の原因とする病院又は診療所への入院、当該傷害を直接の原因とする死亡又は身体障害その他当該疾病又は傷害に因つて生じた結果に対し、保険金を支払う。

定期保険を加え、同項第八号中「養老保険」を「定期保険又は養老保険」に改め、同項第十号中「傷害特約」を「特約」に改め、「保険金額」の下に「家族保険の保険契約に附された特約にあつては、主たる被保険者に係る保険金額」を加える。

第二十七条第一項中「傷害特約」を「特約」に改め、「除く」の下に「以下この項及び次項において同じ。」を加え、同条第三項中「傷害特約」を「特約」に、「当該傷害」を「当該疾病又は傷害」に改める。

第二十八条第三項中「傷害特約」を「特約」に改める。

第二十九条の二(見出しを含む)中「傷害特約」を「特約」に改める。

第二十九条中「保険契約」の下に「特約に係る部分を除く。」を加える。

第三十一条第一項中「被保険者(傷害特約が附されている保険契約にあつては主契約に係る被保険者とし、家族保険の保険契約にあつては主たる被保険者に限る。)」を「終身保険、養老保険又は家族保険の保険契約(特約に係る部分を除く。)」において、被保険者(家族保険の保険契約にあつては、主たる被保険者に限る。)」に改め、「養老保険」の下に「又は家族保険」を加える。

第三十二条第一項中「二年」を「一年六箇月」に改め、同条に次の一項を加える。

4 疾病傷害特約においては、被保険者(家族保険の保険契約に附された疾病傷害特約にあつては、保険契約の効力発生後出生し、出生後一箇月を経過したことにより被保険者となつた子を除く。)が保険契約の効力発生後一年を経過する前に疾病(法定伝染病を除く。以下この項において同じ。)にかかつたとき、及び第七条の第二三項の規定により被保険者となつた者(保険契約の効力発生後出生し、出生後一箇月を経過し

たことにより被保険者となつた子を除く。)がその被保険者となつた日から六箇月を経過する前に疾病にかかつたときは、保険約款の定めるところにより、当該疾病について保険金額の一部を支払わないことができる。

第三十三条第一項及び第三項中「傷害特約」を「特約」に改める。

第三十四条第一項中「終身保険」の下に「定期保険」を加え、「傷害特約」を「特約」に改める。

第三十五条第一項中「傷害特約」を「特約」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 特約においては、次に掲げる場合には、国は、当該疾病又は傷害について保険金を支払う責めに任じない。

一 被保険者が故意に疾病にかかつたとき。  
二 保険金受取人が故意に被保険者に傷害を与えたとき。ただし、その者が保険金の一部を受け取るべき場合には、国は、他の保険金受取人にその残額を支払う。  
三 保険契約者が故意に被保険者に傷害を与えたとき。

第三十六条第一項並びに第三十七条第一項及び第二項中「終身保険」の下に「定期保険」を加える。

第三十七条の三中「傷害特約」を「特約」に改め、同条第一号中「保険金」の下に「(特約に係るものを除く。)」を加える。

第三十七条の五中「第二十七條第一項」の下に「及び第三項」を加える。

第三十七條の六中「二年」を「一年六箇月」に改める。  
第三十七條の七の見出し及び同条第一項中「傷害特約」を「特約」に改め、同条の次に次の一条を加える。  
(改定の場合の疾病傷害特約に係る保険金の削減)  
第三十七條の八 第三十七條の三又は前條の保険契約の改定により疾病傷害特約に係る被保険者となつた者(家族保険の保険契約にあつては、

保険契約の改定の効力発生前に出生し、当該改定の効力発生後に出生後一箇月を経過したことにより被保険者となつた子を含む。)が当該改定の効力発生後一年を経過する前に疾病(法定伝染病を除く。)にかかつたときは、保険約款の定めるところにより、当該疾病について保険金額の一部を支払わないことができる。

第三十八条第一項中「終身保険」の下に「定期保険」を加え、「傷害特約」を「特約」に改める。

第三十九条中「傷害特約」を「特約」に改める。

第四十二条第二項中「家族保険の保険契約」の下に「(特約に係る部分を除く。)」を加え、同条第三項中「傷害特約」を「特約」に改め、「被保険者が」の下に「かかつた疾病又は」を加える。

第四十三条中「傷害特約」を「特約」に改める。

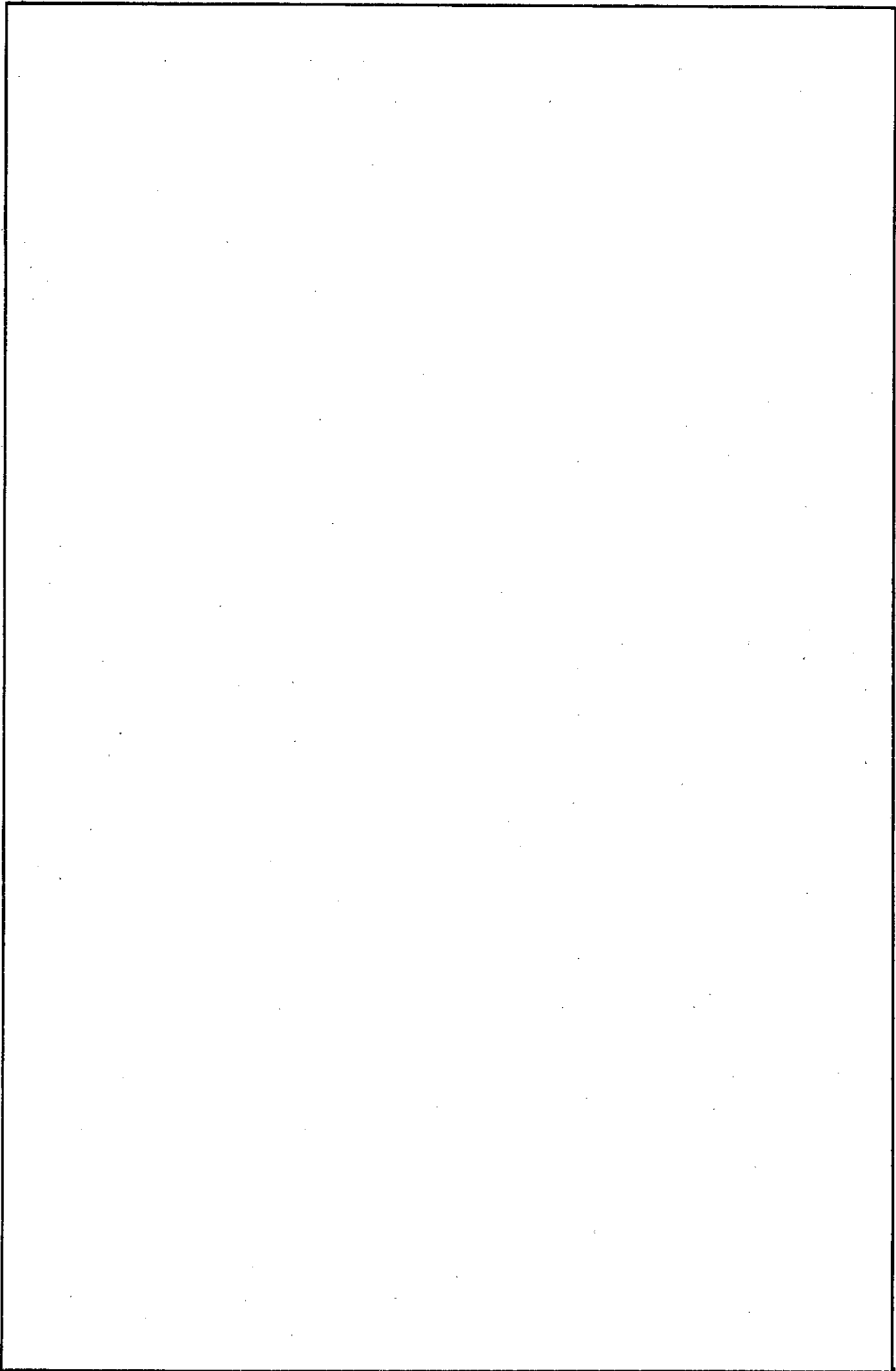
第四十四条第一項中「一年」を「六箇月」に改め、同条に次の一項を加える。

3 疾病傷害特約に係る被保険者が保険契約復活の効力発生後六箇月を経過する前に疾病(法定伝染病を除く。)にかかつたときは、保険約款の定めるところにより、当該疾病について保険金額の一部を支払わないことができる。

第四十五条第一項中「傷害特約」を「特約」に改める。

附則

1 この法律は、昭和四十九年一月一日から施行する。  
2 この法律の施行前に効力が発生した家族保険の簡易生命保険契約については、なお従前の例による。





昭和四十八年二月二十八日印刷

昭和四十八年三月一日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局

A